

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 千葉 盛

1 日時

令和 8 年 2 月 27 日（金曜日）

午前 10 時 00 分開会、午前 11 時 51 分散会

2 場所

第 2 委員会室

3 出席委員

千葉盛委員長、鈴木あきこ副委員長、岩崎友一委員、城内愛彦委員、高橋はじめ委員、菅野ひろのり委員、工藤剛委員、高田一郎委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

佐藤担当書記、畑中担当書記、関併任書記、伊藤併任書記、佐野併任書記

6 説明のため出席した者

佐藤農林水産部長、大森副部長兼農林水産企画室長、照井農政担当技監、今泉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、砂子田林務担当技監、森山水産担当技監、村上技術参事兼畜産課総括課長、筒井技術参事兼水産振興課総括課長、山田競馬改革推進室長、川村競馬改革推進監、工藤技術参事兼漁港漁村課総括課長、坂田技術特命参事兼農林水産企画室企画課長、尾形農林水産企画室管理課長、臼井団体指導課総括課長、森団体指導課指導検査課長、高橋流通課総括課長、照井流通課流通企画・県産米課長、高橋農業振興課総括課長、櫻田農業振興課担い手対策課長、鈴木農業普及技術課総括課長、黒田農村計画課企画調査課長、吉田農村建設課総括課長、柏原農産園芸課総括課長、日影農産園芸課水田農業課長、佐々木畜産課振興・衛生課長、高橋林業振興課総括課長、高芝森林整備課総括課長、成松森林整備課整備課長、小川森林保全課総括課長、野澤水産振興課漁業調整課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

議案の審査

(1) 議案第 76 号 令和 7 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）

第 1 条第 2 項第 1 表中

歳出 第 6 款 農林水産業費

- 第1項 農業費
- 第2項 畜産業費
- 第3項 農地費中 農林水産部関係
- 第4項 林業費
- 第5項 水産業費
- 第11款 災害復旧費
 - 第1項 農林水産施設災害復旧費

第2条第2表中

- 第6款 農林水産業費
 - 第1項 農業費
 - 第2項 畜産業費
 - 第3項 農地費中 農林水産部関係
 - 第4項 林業費
 - 第5項 水産業費
- 第11款 災害復旧費
 - 第1項 農林水産施設災害復旧費

- (2) 議案第78号 令和7年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第3号）
- (3) 議案第79号 令和7年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第2号）
- (4) 議案第80号 令和7年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）
- (5) 議案第91号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に關し議決を求めることについて
- (6) 議案第92号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて
- (7) 議案第93号 林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に關し議決を求めることについて
- (8) 議案第95号 岩手競馬再生推進基金条例の一部を改正する条例
- (9) 議案第104号 令和7年度岩手県一般会計補正予算（第8号）

第1条第2項第1表中

- 歳出 第6款 農林水産業費

9 議事の内容

○千葉盛委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第76号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第7号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費のうち農林水産部関係、第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、第2条第2表繰越明許費補正

中、第6款農林水産業費のうち農林水産部関係、第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、議案第78号令和7年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第3号）、議案第79号令和7年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第2号）、議案第80号令和7年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）、議案第91号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第92号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて及び議案第93号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上7件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大森副部長兼農林水産企画室長 まず、議案第76号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第7号）のうち、農林水産部関係の予算について御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、国の補正予算への対応や国庫補助金の内示等、事業費の確定などに伴い、所要の補正を行おうとするものであります。

それでは、議案（その3）の17ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、第6款農林水産業費の補正予算額90億83万4,000円の減額のうち、県土整備部所管分の9,746万5,000円の減額を除いた89億336万9,000円の減額と、19ページに参りまして、第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費の補正予算額13億9,965万5,000円の減額を合わせまして、総額103億302万4,000円の減額補正であります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略をさせていただき、主な事業を中心に御説明申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、予算に関する説明書の151ページをお開き願います。第6款農林水産業費、第1項農業費であります。第1目農業総務費は2億3,530万1,000円の減額であり、説明欄上から三つ目の農業委員会運営費補助等で事業費の確定などによるものであります。

第2目農業金融対策費は1億7,531万6,000円の減額であり、152ページに参りまして、説明欄上から五つ目の農業経営改善促進資金貸付金等で、農業関係貸付金の融資実績の確定などによるものであります。

第3目農業改良普及費は2億5,937万7,000円の減額であり、説明欄上から三つ目のいわてニューファーマー支援事業費等で、事業費の確定などによるものであります。

153ページに参りまして、第4目農業振興費は10億1,099万7,000円の減額であり、説明欄上から六つ目、農業経営基盤強化促進対策事業費、その一つ下、中山間地域等直接支払事業費等で、事業費の確定や国庫補助金の交付決定などによるものであります。

154ページに参りまして、第5目農作物対策費は28億2,807万2,000円の減額であり、説明欄上から二つ目の強い農業づくり交付金、その一つ下、畑地化促進事業費補助等で、事業計画の変更や国庫補助金の交付決定などによるものであります。

156 ページに参りまして、第 10 目農業研究センター費の 7,847 万 7,000 円の減額は、国や独立行政法人等から委託を受けて行う試験研究費の確定等によるものであります。

157 ページに参りまして、第 11 目農業大学校費は 1,692 万 9,000 円の増額であり、説明欄一番下、農業大学校教育環境整備事業費で、教育高度化に必要な農業用の機械や設備の導入に要する経費を措置しようとするものであります。

第 12 目北上奥羽山系開発費の 66 万 5,000 円の増額は、畜産資金財務基盤特別対策費補助で、事業費の確定によるものであります。

次に、158 ページをお開き願います。第 2 項畜産業費であります。第 2 目畜産振興費は 3 億 7,675 万 2,000 円の減額であり、説明欄下から三つ目、畜産競争力強化整備事業費補助等で、取り組み主体の事業計画の変更等に伴う畜舎等の施設を整備する経費の減などによるものであります。

159 ページに参りまして、第 4 目家畜保健衛生費は 5,760 万 1,000 円の減額であり、説明欄一番下、豚熱予防的ワクチン接種事業費等で、事業費の確定などによるものであります。

160 ページに参りまして、第 5 目農業研究センター費は 3,349 万 3,000 円の減額であり、国や独立行政法人等から委託を受けて行う試験研究費の確定等によるものであります。

次に、162 ページをお開き願います。第 3 項農地費であります。第 2 目土地改良費は 23 億 2,931 万 8,000 円の減額のうち、当部の所管に係る補正予算額は 22 億 3,185 万 3,000 円の減額であり、説明欄上から五つ目、経営体育成基盤整備事業費、その二つ下、基幹水利施設ストックマネジメント事業費等で、事業費の確定や国庫補助金の交付決定などによるものであります。

163 ページに参りまして、第 3 目農地防災事業費は 4 億 3,709 万 4,000 円の減額であり、説明欄上から一つ目、農村地域防災減災事業費等で、事業費の確定や国庫補助金の交付決定などによるものであります。

次に、165 ページをお開き願います。第 4 項林業費であります。第 1 目林業総務費は 8,077 万 9,000 円の増額であり、説明欄上から三つ目、県有林事業特別会計繰出金の確定等によるものであります。

第 2 目林業振興指導費は 8 億 2,929 万 5,000 円の減額であり、166 ページに参りまして、説明欄中ほどの森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費等で、事業費の確定や国庫補助金の交付決定などによるものであります。

第 3 目森林病虫害等防除費は 1,889 万 1,000 円の増額であり、説明欄上から二つ目、森林病虫害等被害拡大防止緊急対策事業費で、松くい虫やナラ枯れの被害拡大を防止するため、防除事業の実施に要する経費を措置しようとするものであります。

167 ページに参りまして、第 5 目林道費は 2 億 2,987 万 7,000 円の増額であり、説明欄上から一つ目、林道整備事業費等で、国の補正予算に対応し、林道の新設や改良に要する経費を補正するものであります。

第6目治山費は4億962万1,000円の減額であり、治山事業費等で事業費の確定によるものであります。

次に、170ページをお開き願います。第5項水産業費であります。第2目水産業振興費は1,952万7,000円の減額であり、説明欄上から五つ目、さけ、ます増殖緊急強化対策事業費等で、事業費の確定などによるものであります。

172ページに参りまして、第7目水産技術センター費の3,826万2,000円の減額は、国や独立行政法人等から委託を受けて行う試験研究費の確定等によるものであります。

173ページに参りまして、第10目漁港漁場整備費は503万6,000円の減額であり、説明欄上から一つ目の地域水産物供給基盤整備事業費等で、事業費の確定によるものであります。

次に、大きく飛びまして、218ページをお開き願います。第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費であります。第1目農地及び農業用施設災害復旧費の6億7,904万2,000円の減額、第2目林道災害復旧費の2億516万7,000円の減額、第3目治山災害復旧費の8,562万2,000円の減額と、219ページに参りまして、第4目漁業用施設災害復旧費の1,133万2,000円の減額、第5目漁港災害復旧費の3億9,938万2,000円の減額、第6目水産業用施設等災害復旧費の422万2,000円の減額、第7目林業用施設等災害復旧費の1,488万8,000円の減額は、災害復旧事業等の確定等によるものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その3）にお戻りいただきまして、21ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の追加の表中、当部の所管は24ページから28ページまでの第6款農林水産業費の74億3,573万7,000円のうち、当部所管の74億1,894万5,000円と、33ページの第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費の1億8,627万1,000円の計76億521万6,000円を翌年度に繰越ししようとするものであります。これは、国の補正によるもののほか、計画調整などに不測の日数を要したため、年度内完了が困難になったことなどによるものであります。

次に、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。42ページをお開き願います。議案第78号令和7年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ2億2,700万5,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ38億4,856万3,000円とするものであり、事業費の確定等に伴い補正しようとするものであります。

次に、45ページに参りまして、第2表繰越明許費であります。これは県有林事業特別会計の県行造林造成事業及び公営林造成事業をそれぞれ翌年度に繰越ししようとするものであります。

次に、46ページをお開き願います。議案第79号令和7年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ1,118万5,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ8億8,591万1,000円とするものであり、貸付金及び償還金の確定等に伴い補正しようとするものであります。

次に、49ページをお開き願います。議案第80号令和7年度岩手県沿岸漁業改善資金特

別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ211万円を追加し、予算の総額をそれぞれ10億1,672万4,000円とするものであり、資金の運用益の確定等に伴い補正しようとするものであります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。85ページをお開き願います。議案第91号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に
関し議決を求めることについてであります。これは農村地域防災減災事業につきまして、農業関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市町の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、86ページをお開き願います。議案第92号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは基幹水利施設管理事業につきまして、農業関係の建設事業に要する経費の一部を受益市町に負担させようとするものであります。

次に、87ページをお開き願います。議案第93号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に
関し議決を求めることについてであります。これは県単独治山事業につきまして、林業関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市の負担金の額を変更しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○千葉盛委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤剛委員 今説明も受けまして、ありがとうございます。農作物対策費の強い農業づくり交付金についてお聞きしたいのですが、今回、年度末の補正予算案で22億731万1,000円減額ということでございます。令和7年度は21億112万4,000円で当初予算を組み、その後、増額補正があったと思うのですが、結局今年度は総額幾らのうち、今回22億700万円ほどの減額になるかということと、今の説明ですと事業費の確定ですとか、国庫補助金の確定によつての減額という説明でございますが、そこをもう少し詳しく、どう
いうことをしようとしたのだけれども、どういうことができなかったとか、その辺をもう少し詳しく教えていただきたいです。

○柏原農産園芸課総括課長 ただいま御質問いただきました強い農業づくり交付金の総額の関係でございますけれども、当初予算21億100万円余で組んでいたものですが、12月補正予算において、国の強い経済を実現する総合経済対策で1億6,400万円余を積み
せていただきました。当初、早めにやりたいという事業の要望もあったので、このように組んだのですが、12月補正予算部分につきましては、2件とも調整が整わずに減額
となっております。

今回の補正で一番大きい部分になりますけれども、大規模な園芸施設の導入を予定しておりまして、17億5,000万円ほどの施設だったのですが、この施設が資材とか機械等が高騰していて、採算のめどが立たないということで、再度計画を検討したいということ
で延期になっておりまして、その部分が大きく減額になっております。

また、令和7年度に計画していた野菜の集出荷施設につきまして、昨年度の国の国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策で前倒しで実施したものがございまして、それが8,400万円余となっております。

また、そのほかに機械や施設の導入を希望していたのですけれども、許可が取り下げになったものがあるということで、今回の減額になっております。

○工藤剛委員 ありがとうございます。ちなみに例えば令和6年度でいきますと、22億6,200万円ほどの当初予算を組んでいまして、結局年度末にはやはり21億6,200万円ほど減額しています。ここ一、二年は、予算は組むのだけれども、それと同じぐらいかなり減額しているということです。今提案されている令和8年度の当初予算案ですと、この強い農業づくり交付金に関しては、31億8,000万円ほどの予算ということなのですが、その辺の予算の組み方といいますか、国からいろいろ認められた、認められなかった、やりたかった事業が進まなかったということがあることは理解しています。この金額がいかんという意味ではなくて、ここ一、二年はずっと、予算を組むときも減額するときも、やはり金額が大きいので、その辺のうまいやり方はないのかというのが素朴な疑問だったのですけれども、その辺の事業の見通しによって減額幅を少なくする、もしくは計画を実行できるよう、そういう調整はできる中身なのでしょうか。

○柏原農産園芸課総括課長 昨年に続き、大幅な減額ということで御指摘いただいたかと思えます。昨年度につきましても、同じ企業から要望があって予算を要求したところでしたけれども、減額になったということでもあります。当初予算を積算する段階では希望調査を行いまして、事業実施主体の皆様からやりたいというところについて手を挙げていただいて、それを何とか事業実施できるようにということで、県としては通知させていただいて、計画等の策定を進めていくのですけれども、なかなか実際に実施に至らないということもあるのが現実であります。なるべく精度を詰めていければいいのですが、最終的にどこまで行けるかとなるとわからないところもあって、大幅な減額になっているのはそのとおりでございますけれども、いずれ減額幅は小さくする方向で何か考えていかなければいけないと思っております。

○工藤剛委員 今回、畜産振興費の全国和牛能力共進会出品牛・出品者育成事業費ということで550万円ほどの増額補正を組まれているわけですが、あくまでも今年度の補正予算と理解しているのですが、今の時期に550万円ほどの増額をして、どういうことをするのかということを素朴に思ったのですが、中身を教えてくださいませんか。

○村上技術参事兼畜産課総括課長 全国和牛能力共進会出品牛・出品者育成事業費につきまして、2月補正予算案で計上しておりますけれども、これは国の予算成立が不透明だったという状況もありまして、今回要求させていただいたという経緯がございます。ですから、これについては令和8年度の当初予算案でも要求させていただいているところでございますので、ここでも審議していただければと思っております。

○工藤剛委員 わかりました。ということは、この令和7年度の補正予算案で550万円ほ

ど増額して、それとは別でまた令和8年度は令和8年度で予算案を計上しているという理解でよろしいですか。

○村上技術参事兼畜産課総括課長 令和8年度から、やはり4月——年度早々に必要な経費ということでございましたので、国の予算成立が不透明な中で計上させていただいたということです。

○高田一郎委員 それでは、今度の補正予算案に計上されています森林病虫害等被害拡大防止緊急対策事業についてお聞きます。

新規事業になっていますけれども、これは国の強い経済を実現する総合経済対策を受けての事業なので、そうなっているということなのでしょうか。

もう一つは、この事業内容は松くい虫やナラ枯れ被害の拡大防止対策ということで、今時点のそれぞれの被害状況、そして最近の被害の特徴、何かありましたら説明していただけますでしょうか。

○成松整備課長 まず、森林病虫害等被害拡大防止緊急対策事業につきましては、今回の令和7年度の国の強い経済を実現する総合経済対策によって起こされた事業ということで、新規扱いとなるものになります。

また、それぞれの被害の現状でございますけれども、まずナラ枯れにつきましては、令和6年度の被害量が6,978立方メートルとなっております、前年度から87%増加しております。こちらは、過去最高の被害量となります。また、昨年11月には花巻市、遠野市など6市町で新たなナラ枯れが確認されておまして、前年度末の21市町村から26市町村と増加傾向となっております。

また、松くい虫でございますけれども、令和6年度の被害量は1万3,177立方メートルとなっております、前年度からは4%の減少となっております。ただ一方で、令和7年度はここしばらく被害が確認されていなかった九戸村や葛巻町、釜石市において松くい虫被害が確認されておまして、予断を許さない状況と認識しております。

これらを踏まえまして、今回の令和7年度の強い経済を実現する総合経済対策の予算を活用いたしまして、それぞれの被害拡大の防止に取り組んでまいります。

○高田一郎委員 ナラ枯れがかなり拡大しているというお話をいただきました。松くい虫も含めてなのですけれども、やはり早期発見、そして早期駆除ということが非常に大事だと思うのです。最近ではドローンなどで広く被害調査を行っているのですが、ドローンで調査しても、葉っぱが枯れないとなかなか反応しないという状況だったのですけれども、最近ではAI画像を分析しながら、かなり初期段階でも発見できるということも言われているのですけれども、今どこまで進化しているのか。やはり初期段階で発見して対策を取るということが非常に大事になっているのですけれども、岩手県のそういった取り組み状況というのはどのようになっているのか示していただきたいと思います。

○成松整備課長 県では、防災ヘリ、またドローン等により航空調査を行いまして、さらに航空調査に加えまして、職員が地上調査を行って詳細な被害状況を把握しているところ

であります。

高田一郎委員が今おっしゃいましたように、葉っぱの変色の時期というのは非常に大切なところでございまして、こういったところを踏まえて、9月を特にナラ枯れ被害調査の強化月間といたしまして、一番効果的に把握できる時期に集中的な調査を行うといった取り組みを行っております。

○高田一郎委員 それでは、かなりの初期段階から把握できるということなのですか。それが一つと、それから早く発見した場合の駆除、これがきちんとやれるかどうかです。なかなか人手不足でそこまで手が回らないという、そういう話もあるのでありますが、その駆除の実際の対応、どの程度カバーしているのか、対応しているのか、その点についてもお聞きしたいと思います。

○成松整備課長 こちらの被害の時期については、ちょうどナラ枯れや松くい虫の被害のサイクルの中で、早期発見できる時期に適切な調査を行っているところでございます。また、防除につきましては、特に被害の先端地域での被害木の徹底駆除ということが非常に重要でございますので、こちらの先端地域での被害木については、全量を駆除するといったようなところで拡大の防止に取り組んでおります。

○高田一郎委員 それでは、発見した場合には基本的にはもう駆除されているということで理解してよろしいですね。もし違えば答弁いただきたいと思いますが。

もう一つ、早期発見、早期駆除とともに、ナラの若返り対策です。やはり森林を整備していくということが何よりも大切なのだらうと思います。岩手県のナラ枯れ被害対策実施方針の中でも、被害木が発生した30キロ圏内をきちんと整備するという方針になっています。それは、今岩手県ではこの方針に基づいてどれだけ対応されているのか、具体的な数字もあれば示していただきたいと思います。

○成松整備課長 防除の内容でございますけれども、今被害の状況というのは拡大を防止しなければならない先端地域と、それから残念ながらかなり被害量が多くなっている地域の二つのところで、やり方をそれぞれ変えた防除対策をやっておりまして、先端地域では徹底駆除を行うと。そして、ある程度被害が広がってしまっている地域では、今、高田一郎委員のお話にありましたように、高齢なナラ林を伐採して、被害を受けにくい森林への若返り、こちらはいわての森林づくり県民税を活用して行っているところでございます。具体的な防除の実績でございますけれども、ナラ林の健全化につきまして、令和6年度の実績で42ヘクタールとなっております。

○千葉盛委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 95 号岩手競馬再生推進基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○川村競馬改革推進監 議案第 95 号岩手競馬再生推進基金条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案（その 4）の 5 ページをお開き願います。なお、条例案の内容につきましては、お手元に配付しております岩手競馬再生推進基金条例の一部を改正する条例案の説明資料により説明いたします。

1 の改正の趣旨についてであります。競馬組合の経営の改善などに資するため、競馬組合及び奥州市に貸し付けを行っております岩手競馬再生推進基金について、基金の額を減額しようとするものであります。

2 の条例案の内容についてであります。本基金は基金創設時に県債管理基金を取り崩して財源としたことから、今後の貸し付けに支障がない範囲で一般会計に繰り入れしようとするものであり、具体的には令和 7 年度末の基金現金の残高が 13 億 4,900 万円となることを踏まえ、不測の事態が生じた場合の競馬組合への貸し付けに対応できるよう 10 億円を確保した上で、残りの 3 億 4,900 万円を減じ、基金の額を現行の 203 億 9,600 万円から 200 億 4,700 万円に減額しようとするものであります。

3 の施行期日についてであります。公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○千葉盛委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 104 号令和 7 年度岩手県一般会計補正予算（第 8 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大森副部長兼農林水産企画室長 議案第 104 号令和 7 年度岩手県一般会計補正予算（第 8 号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、金ケ崎町の養鶏農場において家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、殺処分や埋却、消毒等の防疫措置に要する経費について、所要の補正を行おうとするものであります。

それでは、議案（その 5）の 7 ページをお開き願います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳出の表中、第 6 款農林水産業費を 10 億 5,600 万円増額するものであります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただきます。

それでは、予算に関する説明書の 9 ページをお開き願います。第 6 款農林水産業費、第 2 項畜産業費、第 4 目家畜保健衛生費の説明欄、家畜伝染病予防費は、疑似患畜への殺処分や埋却、輸送、消毒作業に係る民間事業者への委託や防疫作業員への手当等のほか、防疫措置に必要な感染防護キットの購入費等に要する経費を措置しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○千葉盛委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○岩崎友一委員 今回補正する 10 億 5,600 万円のもう少し詳細を知りたいのですけれども、この内訳として今ざっくり説明ありましたが、民間業者への委託料はどのくらいで、あと職員の例えば手当だったり、交通費だったり、あと何か弁当代というか、食糧費の部分だったり、あと建設業の方々にも当然支払いがあると思うのですが、その辺の詳細な内訳を知りたいので、よろしくお願いします。

○佐々木振興・衛生課長 今回の金ケ崎町で発生しました高病原性鳥インフルエンザの防疫措置に係る予算ですけれども、職員の手当等に関するものとしましては 1 億 6,800 万円、それから防疫資材等の購入費としまして約 8,000 万円、それから民間事業者等への殺処分等の防疫作業、それから防疫車両消毒、それから埋却作業、これは一般社団法人岩手県建設業協会になりますけれども、そういった民間業者の方々への委託料として 6 億 6,800 万円を予算案として計上しております。

○岩崎友一委員 民間事業者の部分で、建設業協会の部分と、あと実際防疫作業をする、多分どこかの業者に委託していると思うのですが、この 6 億 6,800 万円の内訳というのはどうなりますか。

○佐々木振興・衛生課長 民間業者への委託料になりますけれども、一般社団法人岩手県建設業協会の埋却作業に対する委託費としまして約 7,700 万円、それから農場への殺処分等の防疫作業等に係る作業の委託費としまして約 5 億円となっております。

○岩崎友一委員 若干数字が合わないような気はしますけれども、ざっくりそのような感じということですね。

釜石市でも株式会社オヤマに進出していただいて、釜石市の一般社団法人岩手県建設業協会に有事の際の研修や、具体的にどう対応するかとか、いろいろやっているのですが、一般社団法人岩手県建設業協会に支払われている金額というのは、妥当なものなのかどうか。あと、金額に関しては一般社団法人岩手県建設業協会とはしっかりと話をした上で設定されているのか、いかがでしょうか。

○佐々木振興・衛生課長 一般社団法人岩手県建設業協会に委託している埋却費につきましてですけれども、過去の実績等から予算案には計上しております。今後、実際にこの作業にかかった経費として、一般社団法人岩手県建設業協会からの請求により支払うこととしております。

○岩崎友一委員 もし請求が今回見込んでいる一般社団法人岩手県建設業協会分の 7,700 万円を上回った場合には、また補正予算で対応ということになるのですか。これは、そういったのも加味した上で、多めに予算案を組んでいるという理解でいいのですか。

○佐々木振興・衛生課長 今回計上させていただきました予算案につきましては、不足がないように多めに計上している予算案となっております。

○高橋はじめ委員 まずもって、この作業に取りかかっている県職員の皆様方はじめ一般社団法人岩手県建設業協会の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。御苦労さまでございます。

その上で、昨年も正月から発生して、そして今年はないようにと祈っておったのですが、またこの時期に来て同じような問題が再発しました。それで、昨年の総括というか、昨年はこの発生した原因とかそういったもの、それから再発防止に向けてどのような取り組みをしてきたのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○佐々木振興・衛生課長 発生防止につきましてですけれども、昨年の発生を踏まえまして、平時からの発生防止対策を強化して、農場に野鳥を寄せつけない取り組みのほか、鶏舎内外の点検補修、床材の交換、消毒の徹底をこれまで指導してきているところです。また、農場管理者等を対象にしまして連絡会議を昨年 9 月に開催し、各農場の優良事例の共有や専門家の助言を踏まえた対策の強化に取り組んできたところです。

○高橋はじめ委員 情報を共有して再発防止に同じような形で取り組んでももらわないと、でこぼこができたなら、やはりその弱いところから発生するのかなと思ったりもしておりました。

野鳥由来による感染についてはずっと言われてきていたのですけれども、それに対する取り組みはされているというように思うのですが、しかし全国的にも同じような形で出てきていると。これは、原因が野鳥だけに限らない、もっと別な原因があるのではないかと、そのような思いも少しするところなのですけれども、その辺については何か話題とか、調査研究はされているのでしょうか。

○佐々木振興・衛生課長 高病原性鳥インフルエンザウイルスの農場への侵入につきましては、渡り鳥がそのウイルスを国外から国内に運んできているということは、野鳥の検

査等からも確認されているところです。その後、農場の中に入る経路につきましては、野鳥だけではなく、周辺に生息する小動物ですとか、そういったところも侵入の経路となりますし、あとは管理されている従業員の方の出入りも原因となる可能性がありますので、その点につきましては消毒等の徹底というところで対策を強化しているところです。

○高橋はじめ委員　ありがとうございます。対策の中で、例えば鶏舎単位とか、そこで発生したら全部殺処分ということではなくて、細かな個別管理の下に、殺処分しなければならないところと残すところと、前はそういう対策もやっていくということもあったのですが、この農場についてはそのような対策はどのようになっておりましたでしょうか。

○佐々木振興・衛生課長　大規模農場におきましては、農場を分割管理して発生時の殺処分の羽数を抑えるという取り組みが可能となっております。今回発生した農場におきましても、分割管理につきましては検討している最中でした。まだ分割管理までは至っておりませんでしたので、今後そういった大規模農場、今回の農場も含めて分割管理等も進めてまいりたいと考えております。

○高橋はじめ委員　残念だという思いもしておりましたが、そういう管理方式に改めていくための例えば国の支援とか、そういったものはどのようになっているのでしょうか。

○佐々木振興・衛生課長　分割管理を推進するための国の事業ですけれども、分割管理を行う場合に、農場を改めて二つの区画に分けるとか、そういった対策が必要となります。そういった場合に、その農場の間に消毒設備を設置するとか、従業員の方が着替えるようなスペースを設置するとかということが必要になってきますので、そういった部分について国の事業で措置することが可能となっております。

○高橋はじめ委員　どのくらいの予算の支援があるのかわからないのですが、いずれ県内の有力な産業でございますので、毎年このような大きな事件が発生するということは防いでいかなければなりませんし、また被害も最小限に食い止めていかなければならないということを含めれば、早急に各関連の業者に集まってもらって、分割管理に向けた取り組みを企画してというか、計画してもらおう。それに対する国とか県の支援策も充実を図っていくと。そういう取り組みは大事ではないかなと、このように思いますので、ぜひ今後検討していただいて、来年はこういう事件がないように取り組みをお願いしたいと思います。

○菅野ひろのり委員　高病原性鳥インフルエンザに関連して、まず先週の土曜日に皆さんに迅速に御対応いただき、また達増知事にも金ヶ崎町や一般社団法人岩手県建設業協会と意見交換もいただきました。この年度末、一般社団法人岩手県建設業協会もフル稼働で20日間にわたり対応いただく中で、既存の請け負っている事業、公共工事の影響を懸念する声もありました。実際に一般社団法人岩手県建設業協会と対応されている中で、把握しているところで、どういう影響があるのか、加えてそれに対する県の配慮、どのような検討をなされているのか伺いたいと思います。

○尾形管理課長　先般の2月21日に一般社団法人岩手県建設業協会奥州支部からの要請

がございまして、それを踏まえましてのところでございますけれども、今のところで具体的な申し入れ等はまだ聞こえてはおりません。県土整備部、そして農林水産部としまして、そういった要請があった際には柔軟に対応するように配慮すると県の内部で周知したほか、あと近隣の市、町、そしてあと国の機関にも同様に、こういった事情を配慮していただけないかということで申し入れ等を行ったところでございます。

○菅野ひろのり委員 確認ですけれども、一般社団法人岩手県建設業協会からはそういう要請はないという認識でいいのですか。

○尾形管理課長 一般社団法人岩手県建設業協会から、そういった工期の延長について話があった際には、柔軟に対応していただきたいというお話がございましたので、それを踏まえまして柔軟に対応するように県庁内に周知したほか、国と、あと市、町のほうにも同様に対応していただけないかという要請を行ったところであります。

○菅野ひろのり委員 そうすると、一般社団法人岩手県建設業協会からそういう声があったのをしっかりと周知いただいているということですので、ありがとうございます。

そういう中では、対応をいただいている中で、一般社団法人岩手県建設業協会あるいは各企業から、請け負っている先に自ら言うというよりも、やはり県庁から、今回は全県的な有事でありますし、これが秋田県であるとか他県に行った場合に、さらに被害の拡大、あとは卵の値段の上昇ということにもなりますので、しっかりと対応いただいている一般社団法人岩手県建設業協会、あるいはそういった工事への配慮をきちんといただいて、オール岩手で皆さんで対応に当たるのだというところの旗振りも、岩手県としてしっかりお願いしたいと思います。以上です。

○千葉盛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部からいわて農村活性化推進方針（最終案）について発言を求められておりますので、これを許します。

○黒田企画調査課長 いわて農村活性化推進方針（最終案）について御説明を申し上げます。

お手元の資料、いわて農村活性化推進方針（最終案）の概要をごらん願います。2 ページをごらんください。策定の趣旨であります、本県の農村の活性化に向けた基本方針、具体的な取り組み内容等を示すために策定するものでございます。

計画期間は、令和 10 年度までの 3 年間としております。

いわて県民計画等との関係ですけれども、いわて県民計画における農業・農村分野の政策項目のうち、生産振興に関する 3 項目、これについてはいわて農業生産強化ビジョンでカバーし、残る農村振興に関する 1 項目を本方針でカバーし、この二つで全体をカバーいたします。

3 ページ目をごらんください。本方針の構成でございます。本方針は、平成 28 年に策定いたしましたいわて農業農村活性化推進ビジョンを見直すものであります。このため、これまでの取り組みの評価を行った上で、新たに目標、推進項目、推進体制などを定めております。

これまでの取り組みの評価、現況と課題については説明を割愛させていただき、こうした検討を踏まえた今後の方向性を御説明いたします。

ページ飛びまして、16 ページをごらんください。本方針では、ひと、暮らし、にぎわいの三つの柱と七つの推進項目に再編をしております。ページ右側の下のところが今回の推進項目になります。

一つ目の柱、ひとについては、地域リーダーの育成に加えまして、行政職員の人材育成、中間支援組織との連携による伴走支援を新たに推進項目に位置づけました。

17 ページ目をごらんください。二つ目の柱、暮らしに関しましては、新たな視点の柱になります。農村の人口減少、高齢化が進む中、生活支援など集落機能の維持に向け、農村 RMO の形成を推進していくこととしております。

三つ目の柱、にぎわいでは、交流人口だけでなく、より幅広い関係人口の拡大を新たに位置づけています。6 次産業化などの地域資源の活用、交流・関係人口の拡大、移住・定住の促進の三つの推進項目を一つの柱に集約しております。

19 ページをごらんください。本方針では、三つの指標で目標設定をしております。

続きまして、20 ページでございます。具体的な推進項目となります。ひと、暮らしの柱の下で、人材育成、中間支援組織と連携した伴走支援、農村型地域運営組織——農村 RMO の形成、共同活動による農地保全等に取り組むこととしております。

21 ページをごらんください。にぎわいの取り組みとなります。交流・関係人口の拡大、移住・定住の促進は、農林水産部だけでなく、他部局の施策も位置づけ、連携して取り組んでいくこととしております。

22 ページをごらんください。本方針の推進体制でございます。本庁、現地機関にそれぞれ支援チームを設置いたしまして、部局横断、関係機関連携の推進体制を構築いたしまして、各地域への支援を強化していきたいと考えております。

最後に、23 ページをごらんください。今後のスケジュールでございます。今年度末——

3月に公表予定としております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○千葉盛委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○岩崎友一委員 今説明いただきましたいわて農村活性化推進方針の確認なのですが、農村RMOの関係で、現状3地域となっていますけれども、私の認識が正しければ、たしか大槌町でも1カ所、スタートし始めたので、県内4カ所かと思うのですが、現状認識はどうなっているかということ。あと計画として10地域となっていますけれども、この農村RMOが計画をつくって何となくやってだったら意味がなくて、やはりしっかりと機能して初めて意義があるものだと思うのですけれども、農村RMOの形成のゴールというか、しっかりと形成されたというのは、どの段階でそういった認識になるのかという具体的な部分をお示しいただきたいと思います。

○高橋農業振興課総括課長 2点のお尋ねだったと思います。農村RMOの現状というところですが、この3地域といいますのは、国の支援事業があるわけですが、その事業を活用し、しっかりと組織として、協議会として活動しているところをカウントしているのが3地域というところでございまして、まさに今大槌町で行われているのは、現在事業を活用して取り組んでいるところのカウントということで御理解をいただければと思います。

2点目、ただそれだけではどうなのかということです。最終ゴールというのは、やはり事業だけを活用して、それで終わりということではないと我々も思っております。この農村RMOは、農地の保全でありますとか、あるいは農村資源を活用してビジネスにつなげていく。そして、もう一つ大きな目的としましては、暮らしを支えるということで、生活支援というところでも非常に大きな役割で、この協議会がしっかりとそういう活動を行っていくと、事業を行ったからそれで終わりというわけではなくて、それがしっかりと息づいていくというのが、継続的に行われていくということが我々も目指す姿だというように認識しております。その辺のフォローにつきましては、中間支援組織でありますとか、あるいは先ほども御説明しました行政職員が今後農村プロデュース力の向上もしっかりと努めていくということも考えております。その辺のフォローも含めながら、この農村RMOの取り組みがしっかりと地域に展開されていくように取り組んでいきたいと考えております。

○岩崎友一委員 ぜひお願いします。これは、漁業でいうところの海業的な考え方だと私も見ていて、全国の事例なども見ていて、例えば鳥獣被害などもセットでやっている地域もあるようですけれども、本当に厳しい今の農村の状況の中、三つの柱があるかと思うので、しっかりとこれが実効的な取り組みになるように期待しておりますので、県としてもフォローアップをよろしくお願いいたします。

○高橋はじめ委員 最初に、鳥獣被害防止総合対策についてですが、新年度の予算にかかわることなのですから、一つには有害鳥獣の捕獲についてであります。例えば熊は、

一方では保護しなければならない鳥獣という位置づけ、また一方では農作物の被害とか、人的な被害があるので、駆除していかなければならないということですが、熊がどういう状態になったときに有害と判断するのかというところが一番難しいところと思っております。その辺の可否の判断について伺います。

それから、個体数の推計、望まれる個体数、重点捕獲の地域はあるのかということ、これは自然保護課にかかわる部分もあるので、現在わかるところで教えてください。

それから、二つ目には電気柵等の侵入防止対策の設置について、現在どの程度設置になっているのかということと、新たに今どのような設置件数、要請、申請があるのか。それから、それに対する予算は今回の補正予算で十分なのかどうか。

あと、設置した後の農家でのランニングコストというものがあるのでしょうか、それはどの程度になるのかなというところを心配しております。

あと、食肉加工についてなのですが、残留放射線の調査という内容の記載があるのですが、現状はどうなっているのか。

それから、例えば個体を解体して、加工して、その肉を1食食べて、果たして人体に影響あるのかと。私は、個人的には相当放射能が残留していて、放射能が高いと人体に影響あるのではないかと思いますけれども、自然とほとんど変わらないのは人体には影響ない、1食ぐらいでは影響ないのではないかと。毎食食べているのであれば、影響あるのかもしれない。その辺はどのように捉えているのかと心配しております。

それから、捕獲する場合、山の奥地で捕獲して、2時間ぐらいの時間の中で1次加工をしておかないと、それが加工肉として活用できないと、そういうことがあるわけでありまして、捕獲場所に近いところでの1次加工というものが重要だと思います。

私は、ジビエ化ということはかなり前に質問、提言したことがあるのですが、その当時では1,600万円ほどの予算がかかるということでした。最近、ジビエ化をインターネットで調べてみますと、かなり設備が充実しているのですが、値段も相当するのではないかと、逆にそんな思いがしているのですが、このジビエ化については全国各地でも整備を始めているというのが今の実情ではないかと思っております。本県でもそういったことを考えていく必要があるのではないかと。個人的には、なかなかジビエ化の設備を用意することは難しいのですが、県として例えば県南広域振興局に1台、それを希望に応じて貸し出しをしていくとか、そんな形にしていけるといいのかと、そのような思いもしております。

いずれ鹿にしろ、熊にしろ、捕獲をしなければならないという現状の中で、それをそのまま埋設だけということは、これは大変な作業になるのです。皆さん方、狩猟に同行して、その一部始終を見てわかっているのであればいいのですが、狩猟される方、捕獲される方も高齢化している中で、1メートル四方掘って、深さも50センチ、60センチ掘って、そして埋めてこなければならないという状況もある中で、できれば1回の捕獲ではなくて、例えば1回捕獲して、それを解体して、もう一頭捕獲する。効率を考えると、そう

いうことも可能ではないかと思ったりもするわけです。そういうことからジビエ化の設備、整備というか、これは非常に重要なキーポイントになるのではないかと個人的には思っているのですが、その辺のお考え、御検討の内容等を伺いたいと思います。以上です。

○櫻田担い手対策課長 まず、有害獣の捕獲についてであります。鳥獣保護管理法に基づきまして、鹿、イノシシについては、鳥獣による被害が現に生じているか、そのおそれがある場合であって、防護柵の設置などの防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに市町村により許可されることとなっております。熊については、鳥獣による被害が現に生じているか、そのおそれがある場合であって、防護柵の設置などの防除対策によっても被害を防止できないと認めたときに県が許可することとなっております。

次に、個体数の推計であります。鹿、イノシシ、熊については、それぞれ環境生活部所管になりますが、管理計画が定められておりまして、その中で生息状況や個体数、管理頭数が定められているものになります。例えば鹿では、第6次シカ管理計画におきまして、生息数は平成30年秋時点の推定個体数として10.7万頭と推定されております。これを反映させるために、年間2万5,000頭を目標に捕獲を行っているということとなっております。

次に、電気柵等の侵入防止柵の設置状況についてであります。国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、平成16年から令和6年まで、20市町村において電気柵等の侵入防止柵は累計で1,415キロメートル設置されたところであります。また、令和7年度は、11市町で約64キロメートルの侵入防止柵が設置されており、その設置に必要な予算については国から要望額どおり措置されております。令和8年度は、11市町で約70キロメートルの侵入防止柵の設置が計画されており、県では引き続き必要な予算が十分に措置されるよう、機会を捉えて国に対して要望してまいります。

電気柵の設置コストについてであります。侵入防止柵の設置や設置後のコストについては、防止柵の種類や設置場所の地形などにさまざまなケースが想定されることから、具体的なコストをお示しすることは困難であります。国の鳥獣被害防止総合対策交付金では、侵入防止柵の種類ごとに上限単価が定められておりまして、自ら直営で施工する場合の単価は、1メートル当たり電気柵では592円、金網柵では2,790円、ワイヤーメッシュ柵では1,950円となっております。侵入防止柵の設置後は、下草刈りや補修など維持管理作業が必要となり、それに伴う維持管理コストが発生することとなります。

残留放射線の調査についてですが、令和7年度の鹿肉の放射性物質検査については、1月末現在で2,018検体を検査しておりまして、前年度比で1,150検体の増となっております。なお、基準を超過する鹿は確認されておられません。

また、1食での被曝量や健康被害については分析しておりませんが、食品については受け取る年間放射線量1ミリシーベルトを上限として、厚生労働省により食品中の放射性セシウムの基準値が食品1キログラム当たり100ベクレル以下と定められているところであります。この基準に基づいて、食用肉の鹿肉について全頭検査を実施しており、安全性を

確認しており、これまで基準超過は確認されていません。

ジビエ化の導入ということですが、ジビエ化の導入は捕獲従事者が捕獲個体を食肉処理施設に搬入する際の負担軽減や食肉処理施設の処理頭数の増加につながるなど、ジビエ利用の推進効果があるものと考えております。一方、ジビエ化で捕獲個体を処理する場合にあっても、県が策定する放射性物質検査の実施等を定めた出荷検査方針に基づく適切な管理検査体制が必要となります。市町村による受け入れ、個体の確認体制の確保のほか、ジビエ化の導入コストが高額であることなどが解決すべき課題であると考えております。

ジビエ化の導入に当たっては、事業者や市町村等の関係者において、これらの課題を整理した上で、出荷・検査方針に基づく適切な管理や検査など、体制整備が可能か検討する必要があるものと考えております。

○高橋はじめ委員 ありがとうございます。短時間で多くの項目を質問させていただきましたので、非常に回答を準備するのに大変だったかと思いますが、ありがとうございました。

駆除するかしらないかの許可の出し方については、それぞれ市町村と県と役割を分担してということでしたので、それをしっかりと熟知していただいて、間違いのないようにぜひ進めていただければと思っております。

それから、食肉加工についてなのですが、東日本大震災津波から丸15年というような時期でありますので、やはりこの節目の年に、果たして今までどおりの制限を加えていくとか、そういったことが必要なかどうか、もう一度これを検証すべきではないかと思えます。その辺、例えば国に対して、もう岩手県は必要ないというお墨つきをもらうような、そういう申請、担当窓口との協議をすべきではないかと思っております、ぜひ新年度にももう少しその辺を詰めていただければと思います。

それから、ジビエ化は今答弁もありましたけれども、非常に高額になってくるであろうと思いますが、先ほどの鹿の捕獲頭数2万5,000頭と、そういったことを含めて、非常に多くの捕獲をしていかないとなかなか追いついていかない。どんどん個体数が増加していくということを含めて考えれば、やはりこれをどのように駆除していくか、駆除した後のその処理の仕方、これをもっとしっかりと確立していかないと、なかなか駆除が進まないというようなことで、それに一番いいのは食肉加工と私は個人的に思っているのですが、そういう流れをつくるためにも、しっかりと食肉加工の対応策をつくっていく必要があると思います。

ここでやり取りしてもしようがありませんので、ぜひそのことを御検討いただければと思います。

二つ目、いわてみどりの食料システム戦略推進事業についてであります。水田の除草の省力化技術の実証についてということで取り組まれるということでもあります。私も無肥料、無農薬栽培を試験的にやっているのですが、雑草との戦いというのは毎年大変で、雑草が多くなると稲の丈が短いし、穂も短いし、そしてまた収量が大幅に減少するのですが、

その一方で稲刈りができない。コンバインで稲刈りできないので、私はバインダーを買って自分で刈り取りをしているのですけれども、この除草のところをしっかりとやっていくことによって、それらの作業も軽減できるかと。今各JAでも減農薬栽培を推進しているのですけれども、これと水田の雑草との戦い、これは非常に大変だと思っています。

そういう意味では、今回この実証をいろいろやっていくということは、非常に私は意義があると思っております、期待もいたしております。これらについてどのように進めるかと、その計画についてお尋ねします。

○鈴木農業普及技術課総括課長 今、高橋はじめ委員から御質問がありましたけれども、雑草の繁茂、これは農作物の収量が下がること、またあわせて農業労働の面でも雑草抑制にかかる労力負担がとて大きいということで、大きな課題だと認識しております。

そうした中、この水田除草省力化技術の実証につきましては、本年度から新たに有機農業等に対応した省力化技術の確立に向けて、自動抑草ロボットというものを活用しまして、水稻栽培における雑草の発生を抑制する効果を明らかにするため、岩手県農業研究センターの圃場、それから花巻市で有機農業に取り組まれている農業法人の圃場において実証を実施しているものです。

内容的には、本年度は岩手県農業研究センターの圃場、花巻市の圃場を会場に、まず実際にどういうロボットであるかと、どのように動くのかというものを生産者の方々、関係機関、団体の方々に見ていただくために研修会を開催いたしました。約80人の方々に参加をいただきました。そして、水稻の有機栽培の取り組み、それからロボットの特徴について理解を深めていただいたということでもあります。

それから、試験、実証のほうですけれども、このロボットを使用することで雑草の発生が抑制されること、また雑草の種類によってはよく効くもの、またあまり効果が出にくいという差があることを本年度は確認したところであります。また、稲の生育状況、それから気象の年次変動などもありますので、複数年にわたってこの効果を確認することが必要だと捉えておりますので、引き続き令和8年度においてもこの効果の実証を行っていく、またあわせて現地検討会も継続して開催していきたいと考えているものでございます。

○高橋はじめ委員 私もいろいろな農機具の展示会を歩いておまして、何かしら有効なものはないかということも調べておまして、最近25万円ぐらいのいいやつが出てきておまして、それを試してみようと思ったりもしております。かつては田植機械みたいなもので、回転するような感じで、株間とか条間、これらをかき回して小さい雑草を浮き上がらせるとか、あるいは遮光して発生を抑止するとか、そのようなことをやっているところもあったりして、どれが有効かというのはなかなか難しいと思っております。

ぜひ農家の方々、特に有機栽培をやるところは、非常にこの実証の成果というか、そういったものを見守っていると思いますので、適宜情報提供もしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

3点目ですが、いわて海の森づくり推進事業の事業概要についてお尋ねしたいと思って

おりますし、モデル地区による実証もされるということなので、その内容も伺いたいと思います。

東日本大震災津波で海の腐葉土というか、栄養になる汚泥というか、そういったものは打ち上げられてしまって、もうすかすかになったのだろうと想定できるのですけれども、それに伴ってプランクトンの発生とか、あと藻類の成長に必要な栄養素がなくなってしまった。そのようなことを含めると、やはり漁業は森がつくっているという古くからの言い伝えもありますので、森の整備が非常に大事だということでもあります。

そういう中で、昨今の大雨被害で森も荒廃してきていましたし、それから針葉樹中心の人工林がふえてきたというのは、海底のほうに、広葉樹の葉っぱが堆積していかないというところがあるのではないかと、そのような思いもしておりまして、海の森づくりというのは非常に重要だと思っておりましたが、その辺の事業内容についてお伺いしたいと思います。

○工藤技術参事兼漁港漁村課総括課長 いわて海の森づくり推進事業の事業概要について御説明をいたします。

県では、アワビ、ウニ等の資源の回復、増大に向け、ブロック等の導入による藻場造成のハード対策と海中林の設置等のソフト対策を一体的に進めておりますが、ソフト対策を行う人材等の確保が課題となっております。この事業は、ソフト対策を行う人材等を確保するため、漁業関係者と民間企業を対象に藻場保全活動の先行事例等を紹介する講習会を開催するとともに、モデル地区において藻場保全活動を体験する実証試験を実施するものでございます。

このモデル地区による実証試験についてでありますけれども、講習会に参加いただいた参加者の中から、ソフト対策を行う人材等を確保したいという漁業関係者と、藻場保全活動に興味を示した民間企業をマッチングさせまして、現地で海中林の設置等に取り組むものでございます。来年度1地区での実施を見込んでおります。

本県での磯焼けの主な原因といたしましては、冬季の海水温が例年高めに推移をしております、ウニが活発に活動し、この時期に発芽した昆布などの海藻の芽が食べられてしまうということが主な原因となっておりますので、こうした取り組みにより漁業関係者と民間企業が連携した体制づくりを支援し、藻場再生に必要な人材の確保等を図りながら、ハード対策とソフト対策の一体的な取り組みを進めていきます。

○高橋はじめ委員 私の思い違いだったのかもしれませんが、海の森づくりということで、私は林業のほうを中心に思っていたのですけれども、今は養殖というか、そっちのほうの事業という答弁でございました。それは大変大事だと思いますので、ぜひ進めていただきたいです。その一方で、先ほども言いました林業関係のところもしっかり整備していかないと、栄養素——海水の中のプランクトンをどうやってつくっていくかということを考えたときに、私のかつての先輩、大船渡市の田村誠元県議会議員から、山が大事だと、もう強く私は教え込まれておりまして、やはり海は山がつくっていくと、海のさまざまな豊か

さは山がつくっていくのだということでもありますので、ぜひその辺りを林業関係のほうからもしっかりと取り組みをしていただければと思っております。

○高田一郎委員 産地づくりを支える人材確保、育成について幾つか質問したいと思います。

一つは、多様な農業人材確保対策事業の取り組み状況について質問したいと思います。これは、労働力不足に対応した事業ということで、マッチングアプリなどの活用支援とか、いろいろやっております。まずお伺いしたいのは、その活動の実績です。そして、労働力不足ということが言われていますけれども、県として労働力不足の実態といいますか、状況をどのように把握されているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○櫻田担い手対策課長 多様な農業人材確保対策推進事業の取り組み状況についてですが、本事業は令和7年度の当初予算で新たに措置したものでありまして、地域農業の主体、中核となる経営体を安定的に確保するため、短期雇用人材の確保に向けた労働力マッチングアプリの活用と外国人材の受け入れに向けた労働環境の整備等を支援するものとなっております。

県では労働力マッチングアプリの活用について、アプリ運営会社による活用方法やアプリを活用した労働力の確保に取り組んでいる経営体の事例等、研修会の開催や県央地域、県南地域の2地域をモデル地域としたアプリの操作方法を習得するとともに、実際に求人サイトに掲載するまで個別にフォローアップを行い、重点的に支援をしたところであります。

また、外国人材の受け入れに向けた就労環境の整備については、令和9年度から新たに始まる外国人材の育成確保を目的とした育成指導制度や、外国人材の受け入れを行っている経営体の事例等を学ぶ研修会の開催や、外国人向けに本県農業を紹介する動画の作成を進めるというところであります。

また、本県の農業分野における労働力不足についてですが、小規模兼業農家の労力不足を補うため、農作業の受託をサポートする農業支援サービス事業体の育成、活用促進に向けて、必要な農業機械の導入経費を補助し、サービスの利用に向けた体制強化を支援しているところとなります。また、労働力の確保状況についてですが、JAの無料職業紹介所の実績でいきますと、求人に対して充足率が県全体で31%という状況となっているところでございます。

○高田一郎委員 詳しく説明していただきまして、ありがとうございます。具体的に聞きたいのは、マッチングアプリの活用なのですけれども、実際登録されている農家数がどの程度あって、農作業に実際従事しているという、このマッチングアプリの活用策についての成果についてお聞きしたいのですけれども、何か具体的に数字を把握されていますか。

○櫻田担い手対策課長 労働力マッチングアプリの活用状況についてですが、こちらについては、登録農家数や応募者などの具体的な数値については公表されておられません。

なお、アプリ運営会社への聞き取りでは、令和7年度の活用状況は令和6年度と比べて

増加したと聞いております。

○高田一郎委員 わかりました。実際は、高齢者というのはなかなかアプリを使えないし、恐らく地域偏在もあると思うのです。学生は足がないとか、そういう地域偏在もありますし、高齢者もなかなかアプリを活用できないという問題とか、あるいは逆にこういったアプリを活用していろいろなところに行って仕事をして、農業に魅力を感じて、そして農業で頑張ろうという、そういう波及効果もあるのではないかと私は思うのです。だから、取り組んでみてどのような評価と課題があるのか、この点についても少しお伺いしたいと思います。

○櫻田担い手対策課長 本年度につきましては、研修会の開催等、またフォローアップをしておりますが、その中では事例紹介もしております。事例紹介をした中では、例えば遠方から——他県から来るようなワーカーの方——働く方がいらっしゃったりとか、農業に触れる非常にいい機会になっているという発表をいただいたところでございます。

また、マッチングアプリの活用については、比較的簡単にできるようになっておりまして、参加された方に直接フォローアップもしておりますが、取り組んでみると意外と簡単なのではないかという感想もいただいております。

来年度につきましても、またモデル地区を設置いたしまして、その中で具体的に組み込む事例をふやしていきたいと考えております。

○高田一郎委員 拡充に向けてよろしくお伺いしたいと思います。

次に、新規就農者の課題についてお伺いしたいと思います。東北6県の新規就農者の確保状況について、どのような状況になっているのか、あわせて県内の新規就農者に対する支援体制というものはどのようなになっているのか、このことについて、二つあわせてお伺いします。

○鈴木農業普及技術課総括課長 まず、東北6県の新規就農者の状況です。各都道府県が公表している最新の数字ですけれども、令和6年度におきましては6県の合計で1,727人となっております。このうち、本県の新規就農者は288人でございます。県別に見ますと、青森県が310人、岩手県が288人、宮城県が154人、秋田県が270人、山形県が383人、福島県が322人となっております。

次に、県内の新規就農の支援体制についてであります。県では、岩手県農業協同組合中央会、岩手県農業公社、岩手県農業会議とともに岩手県農業経営就農支援センターを設置し、就農希望者への個別相談の実施、それから県内外での就農相談会を開催、こういった取り組みをしながら、また生産技術を習得できる研修受入先の紹介などに取り組んでおります。これは、就農者の確保というところですが、その後新規就農をされた方が早期に地域に定着することに向けては、地域ごとに市町村、JA等と構成するサポートチームを設置し、就農から5年間の経営計画の作成を支援するとともに、就農後は経営上の課題分析と一緒に就農者の方とやりながら、特に課題となっているもの、栽培技術や農業経営ノウハウの習得につきましては農業普及員等によって支援をしております。それから経

営発展に必要となる機械、施設の導入につきましては国庫補助事業、そして県のかさ上げ補助等を踏まえて支援をしているところであります。

○高田一郎委員 ありがとうございます。東北6県の新規就農者の実態について説明いただきましたが、山形県は随分高いですね。岩手県より100人以上多いということなのですけれども、岩手県も決して頑張っていないわけではなくて、新規就農者の育成方針計画があつて、280人の目標を掲げて、ここ数年目標以上の達成をしているのです。そういう努力に感謝申し上げたいと思うのですが、ただ岩手県における基幹的農業従事者がどんどん減っており、もう毎年1,300人規模の農業従事者が減っている中で、新規就農者の対策をやっているのですけれども、既に目標をずっと達成している中で、私はもう少し目標を上げてもいいのではないかという思いがしているのです。ここずっと目標達成しているのですけれども、280人の目標の根拠、これがどうなっているのか。もっと引き上げる目標を設定して取り組んでいくべきではないか思うのですけれども、その点についてはどのようなお考えでしょうか。

○鈴木農業普及技術課総括課長 まず、新規就農者280人の目標設定につきましては、認定農業者の人数、経営体の更新サイクルといったものを充当できるようにという考え方の下で設定しているものであります。

その一方で、今、高田一郎委員から御指摘があつたとおり、新規就農者の確保は非常に重要だということでありまして、令和7年7月に策定いたしました、いわて農業生産強化ビジョンの中において、令和10年度には年間300人の新規就農者を確保するという目標を掲げておりまして、その達成に向けまして取り組みを強化してまいりたいというところであります。

○高田一郎委員 いわて農業生産強化ビジョンは私も読んでいますので、300人程度ではなくて、もっと引き上げるべきだと、そういう思いをしております。

山形県が高いのは、さまざまなことをやっているのです。やはり先進地によく学んで、支援策を強化していくべきではないかなと思います。例えば新規就農者に対する支援も、大体49歳までになっていますけれども、山形県は59歳までかさ上げして取り組んでおります。県内の市町村の中でもいろいろ取り組んでいる先進自治体もありまして、例えば私がいる一関市は、農協の職員にして、1年から、場合によっては長く2年、そしてその職員が日々先進的な農家に出向いて、研修しながらお手伝いをして、時には農業大学校で学ぶという取り組みを行って、今意外と一関市では若い農業者がふえているのです。かなりふえて、それが農業者に希望を与えているというか、そういう状況もあるのです。県内でもそういう優れた取り組みをやっている自治体がありますので、そういう先進事例に学びながら、300人を超える目標をさらに引き上げて取り組んでいただきたい。これは要望だけにとどめておきたいと思います。

それで、担い手を考えていく上で私が大事に思っていることは、兼業農家や家族農業、そして定年してからも農業で頑張りたいという定年帰農者というのですか、そういった

方々も含めて、規模にとらわれないで、農業に意欲を持っているそういう方々は、やはりみんな農業の担い手なのだという考え方で支援を強めていくという、こういうことが必要だと思うのですが、その点はどのようにお考えですか。

○高橋農業振興課総括課長 今、高田一郎委員からお話がありました兼業農家、あるいは家族経営の農業者も含めてですけれども、まず現状で申し上げますと、これは農林業センサスから得ているデータですけれども、本県の農業経営体の約96%、これが兼業農家を含むいわゆる家族経営体という実態がまずありますということで、やはりこの96%、農業生産において非常に大きな役割を果たしていると考えております。また、農業、農村の多面的機能の維持、こういったところにも大きく寄与しているという認識です。

また、こうした多様な農業者が参画した農業生産、地域活動の活発化を通じて、やはり活力ある本県の農業、農村を築いていくということが大変重要というようにまずは認識をしているところであります。

本県では、こうした兼業農家あるいは家族経営など、地域を支えるような多様な生産者に対しまして、農地を有効利用しながら、しっかりとその地域の農業、農村を維持していく取り組みを、これまでも促進してきたところではございますが、いわて農業生産強化ビジョンの施策推進の柱の一つである産地づくりを支える人材の確保、育成にも、こうした取り組みもしっかりとまずは位置づけているところでございます。

こうした取り組みを一層推進するために、令和8年度の当初予算案におきましてもこういう小規模、あるいは家族経営、兼業農家も参画するような集落営農組織等への施設整備、あるいは機械整備の支援、そしてまた中山間地域等の直接支払交付金等による農業生産活動の維持、こういうものに要する経費を盛り込んでおります。

今後ともさまざまな役割を担うこうした皆様が農業で本県を盛り上げていけるように、しっかりと支援をしていきたいと考えております。

○高田一郎委員 兼業農家や家族経営も大事な農業の担い手なのだと、そういう位置づけで今後ともしっかりと取り組むという、そういうお話でありました。国の政策を見ると、どうしても大規模農家育成、効率的な農業をどんどん進めて、そして農地の集約というのが進んでいるのです。

私の地域でも集落営農をやっているのですけれども、全体としていかに農地を集約して効率的な農業にしていくかということよりも、やはり兼業農家も含めて地域の家族経営をどう守っていくのかと、支援していくのかというところに支援も強めていく、そういうことをしないと地域に人が住んでいけなくなって、中山間事業も人材がいなくなって、集落が成り立たないという、人々で助け合っていきなさいと、こう言われているのですけれども、助け合う人もいなくなってしまうという状況でありますので、兼業農家や家族農業も大事な担い手なのだとすることを位置づけてやっていくべきだと思います。

ただ、国の政策を見ると、どうしてもいろいろな設備投資をしたり、農業機械を買おうというときに、規模の拡大を計画しなければいけないとか、生産性向上とか、あるいは融

資を受けなければならないとか、あるいはいろいろな手続も煩雑で、結局大きな農家しか支援を受けられないということがあるのですけれども、そういった方々に対しても具体的な支援のメニューをもう少し充実して、支援を強めていく必要があるのではないかと思います。

香川県では、そういった農家に対しても、規模の要件を問わず、兼業農家でも、家族農業でも、農業で頑張りたいという人は、5年間継続して農業することを思っているという人は認定をして、そして機械の購入とか、いろいろなところに具体的に支援をしているのです。だから、そういう事業を拡大して、小規模でも頑張って地域を守りたい、農業生産で頑張りたいという人に、やはり支援を強めていくということがますます大事になっていくのではないかなと思います。大規模農家だけでは食料生産を全て担っていくことはできませんので、そういった支援の強化というものが必要ではないかなというように思うのですけれども、改めて何かあればお聞きしたい。

○高橋農業振興課総括課長 先ほども大宗を担うというか、96%——数でいくと非常に大きな数ということで、本県の農業をしっかりと支えているという部分については、そのとおりということでもあります。

国の事業についてはさまざまな要件の制約があるということは、高田一郎委員からも御紹介をいただいたとおりであります。一方、県の単独事業の中では、いろいろな工夫の仕方、実際これまでも機械、あるいは施設を整備する県単の事業の中では、そういう兼業農家の皆様でありますとか、そういった方々もその事業を活用しながら機械の整備などを行っている事例もあるというところでもあります。そういうところをうまく工夫しながら、しっかりと支援をしながら、本県農業をしっかりと盛り上げていくというところを考えていきたいと思います。

○高田一郎委員 国もそうですけれども、県の事業を見ても、なかなかそういうのが少ないので、一関市や岩手町などは規模にとらわれなくて、中小規模の農家でも、機械購入をした場合には支援をしますという市町村独自の施策でもって担い手を確保しているケースがありますので、そういうケースに並んで、岩手県もさらにそうした農家を支えるようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後に、給食施設における県産農林水産物の利用実態調査についてお聞きします。2年に1度、岩手県はこういう実態調査をしております。直近の実態調査で構いませんので、岩手県における県産食材や有機農産物の活用状況についてお伺いしたいと思います。

○高橋流通課総括課長 県が2年に1回実施しております県産農林水産物の利用実態調査によりますと、直近令和6年の調査結果によりますと、県産食材の利用割合は60%で、前回調査と比較いたしまして0.1ポイント上昇しております。

また、有機農産物の活用状況についてであります、回答のありました377の施設のうち、既に活用している施設が21施設、今後検討と回答いただいた施設が112施設となっております。

○高田一郎委員 私も調査結果を見ました。その前に、岩手県はこの実態調査はかなり前からやっているのですけれども、前回から有機農産物の活用状況についても新たに加えて取り組んでいるところ、本当にいいことだと思っています。私もこの実態調査を見たのですけれども、例えば食材の活用について、小中学校は69%とか、保育所は41%とか、社会福祉施設は32%ということで、まだまだ伸び代があると思うのです。

そこで、県産食材や有機食材の拡大について、農林水産部としてどのように取り組まれていくのでしょうか。

○高橋流通課総括課長 県産食材や有機農産物の利用拡大、安定供給に向けましては、生産者と給食事業者をつなぎます県産食材マッチング交流会の開催ですとか、食財倶楽部を活用した県産農林水産物の情報提供、あるいは実際に県産農林水産物を使います、いわて地産地消給食実施事業所の認定、そしてまた先ほど高田一郎委員からも御紹介ありました学校等につきましては、公益財団法人岩手県学校給食会等との意見交換を通じました課題の洗い出し等が必要と捉えており、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 食材の拡大については、意見交換や情報収集、情報提供というお話がありました。それだけでは全然進まないと思うのです。この実態調査の中にもありますように、なぜ進まないのか、どういう要望があるのかというと、やはり供給体制がない。そして、学校給食で言えば安価な加工食品を開発してほしい、有機農産物については価格が高い、仕入れが困難であることがはっきりしているのです。そのため、ここをどう乗り越えるかという点では、やはり食材購入に対する支援とか、実際安価な加工食品を開発するような努力とか、県産の食材という点では、今学校給食はセンター化されて、4,000、5,000食ですから、一つの自治体ではなかなか確保できないので、自治体を越えた供給体制が必要だと思うのです。そういう意味では、県の役割が相当大きいと思うのです。だから、そういう課題も明らかになっているわけで、やっていることは意見交換とか情報提供と、これを毎年繰り返しているわけですが、やはりそれを乗り越えて、もっと支援を拡充していくべきではないかと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○高橋流通課総括課長 県産食材の利用拡大につきましては、高田一郎委員御紹介のありました課題があることは、庁議等を通じまして承知しているところであります。先ほどのような取り組みを進めていくことは、これからも検討してまいりますけれども、一つの取り組みといたしまして、学校給食につきましては令和8年度におきまして地場食材の利用促進に取り組む市町村をモデル的に設定いたしまして、地域の学校給食関係者に対して専門家派遣等を行うなど、地場食材の安定的な供給体制の構築に向けた支援をすることとしております。

○千葉盛委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、来る3月18日に開催が予定されております当委員会の運営についてお諮りいたします。

本日の委員会をもちまして、さきに当委員会が付託を受けた案件は全て審査を終了いたしました。よって、当委員会への付託案件は現段階ではございませんが、3月18日に開催予定の当委員会について期限までに請願陳情の提出がなかった場合には、所管事務調査を行うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、調査項目については、大船渡市林野火災への対応状況についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。ただし、請願陳情の提出があった場合は、この所管事務調査は行わず、提出された請願陳情について審査することといたしますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。